

朝日地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
辰野町	朝日地区(平出下町、平出上町、平出旭町、上平出、上野、沢底入村、沢底日向、沢底仲組、沢底神主谷、沢底山寺、鴻の田、赤羽、樋口、樋口下田、樋口万五郎、樋口山際、樋口河子沢)	令和 3年 3月19日	令和 3年 3月19日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	270ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	145.93ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	186ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.9ha
(備考)有害鳥獣の被害(イノシシ等)が多く対策が必要。圃場面積が狭いなど耕作不利な農地が多い。	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・いずれの地区においても高齢化が進み、農業だけでは収入が見込めない、農業機械設備の更新に費用がかかるといった理由などから担い手が減少していく、特に上野、鴻の田集落の耕作者や営農組合関係者についても後継者がおらず、深刻な状態にある。
- ・平出地区や赤羽地区については宅地と農地が混在し、住宅地等と隣接するなど耕作条件が良くない農地も多いことから、農地を保全していくことは難しい。
- ・山裾に所在する農地についてはシカやイノシシなどによる鳥獣被害に遭う農地も多く耕作意欲の減退が心配される。
- ・水路が老朽化しており改修しなければならない箇所が多い。
- ・山間部の農地について圃場整備が行われ農地面積は広がったが、傾斜があるため土手面積も大きくなり、草刈等の作業が非常に大変になっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 朝日地区においてたつの営農と認定農業者を中心に農地の有効利用を図っていく。高齢化や後継者不足・不在により耕作が困難になった農地について今後の地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指す。6次産業化や高付加価値化を検討していく。また、次の世代の担い手を育て、サポートする。
- 地区内の農地利用は、中心経営体である集落営農組織と法人2経営体に加え、認定農業者2経営体と認定新規就農者1経営体、基本構想水準到達者1経営体が担っていく。
担い手に集積されない個々に所有する農地については自給的、副業的農家が引き続いて守っていく。
- 上野、沢底、鴻の田集落について中山間地域直接支払事業の補助金を活用しながら、地域と認定農業者らが協力して農地の耕作、維持管理を行い、地区内の認定農業者や耕作意欲のある基本構想水準到達者に農地を集積していく。
- 平出、赤羽集落は宅地と農地が混在する地域である。一方で、樋口、上平出、上野、鴻の田、沢底集落においては里山風景が広がり、これまでに基盤整備も行われている。特に樋口集落には優良な農地が集団化しており、これらの地域内の農地を今後も優先的に守り、中心経営体に集積をしていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体について

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
農法	A	水稲・そば	8.3 ha	水稲・そば	8.7 ha	町内全地区
認農法	B	水稲・麦・そば・花卉	11.6 ha	水稲・麦・そば・花卉	12.5 ha	町内全地区
認農法	C	水稲	29.6 ha	水稲	30 ha	朝日、羽北
認農	D	酪農・水稲・飼料畑	9 ha	酪農・水稲・飼料畑	9 ha	朝日
認就	E	肉牛繁殖	1 ha	繁殖	1 ha	朝日
認農	F	水稲・そば・野菜	2.6 ha	水稲・そば・野菜	2.6 ha	辰野・朝日
到達	G	水稲	1.8 ha	水稲	10 ha	朝日
計			63.9 ha		73.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策を継続して取り組んでいく。(侵入防止柵の維持管理や新規設置、捕獲用の檻、わなの設置と管理)

地区の農用地所有者、中心経営体との話し合いについて必要に応じて行っていきたい。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			